第四十二条　法第四十二条第一項第一号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第一項調査票情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

ロ　人的管理措置

(1)　第一項調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

［(i)・(ii)　略］

(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により第一項調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

［(2)　略］

［ハ～ホ　略］

［三　略］

2　法第四十二条第一項第二号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第二項匿名データ」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（前号に掲げる者を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

ロ　人的管理措置

(1)　第二項匿名データを取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

［(i)・(ii)　略］

(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により第二項匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

［(2)　略］

［ハ・ニ　略］

［三　略］

3　法第四十二条第一項第一号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「受託調査票情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（独立行政法人等を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

第四十二条　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［(i)・(ii)　同上］

(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により第一項調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者

［(2)　同上］

［ハ～ホ　同上］

［三　同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［(i)・(ii)　同上］

(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により第二項匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者

［(2)　同上］

［ハ・ニ　同上］

［三　同上］

3　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ　同上］